

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日（金）午後1時30分から午後3時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 欠席委員 飯塚真砂美
川田英之

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝（書記）

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、8名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 爲ヶ井晴一委員、2番 小林容彰委員のご兩人にお願いし
	ます。なお、本委員会への欠席通知は飯塚真砂美委員、川田英之委
	員より出されております。ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号576号については、農業委員会等に
	関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件で
	ありますので、審議、採決に際しましては、「小林容彰委員」の退
	席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当
委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号574号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は譲受人の自宅から約20m
	の場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題
	ないと思われま
	す。受付番号575号では、譲渡人は耕作が難しいこ
	とから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約20mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営
	の拡張で問題ないと思われま
	す。なお、受付番号574及び575号の譲
	受人は同一者であり、申請農地は隣接した農地であります。受付番
	号576号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ贈与する
	ものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約600mの場所に位置
しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われ	
ます。受付番号576号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受	
人へ贈与するものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約600m	
の場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題	
ないと思われま	
す。受付番号577号では、譲受人は当該農地の耕作	

	<p>者です。譲渡人は県外の方で耕作が難しいことから、今回、贈与するものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約500mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われれます。受付番号578号では、譲渡人は県外の方で耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約80mの場所に位置しております。当該農地は、現在樹木が生い茂る状態にあり、譲受人がこれを改善して今後耕作する予定です。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われれます。受付番号579号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約300mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われれます。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われれます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号574号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号575号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を</p>

	<p>かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号576号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号577号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号578号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを</p>

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号579号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号574、575号及び577から579号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
7 番	579号について5反要件は経営面積と今回の申請面積を合計した面積で判断するという認識でよいか。また、反当りの売買金額はいくらか。
事務局	5反要件は経営面積と今回の申請面積を合計した面積で判断します。売買金額は反当り30万円となります。
議 長	（発言なし）
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号574、575号及び577から579号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号574、575号及び577から579号については、許可することに決定いたします。
	続きまして、受付番号576号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、小林委員の退席を願います。
	（委員の退席）
	それでは受付番号576号について、ご質疑・ご発言を願います。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号576号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号576号の許可申請については、許可することに決定いたします。それでは、小林委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について受付番号580号では、農家住宅敷の拡張を追認するものです。今回、申請人のお孫さんが敷地内で住宅の建替えを計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を昭和45年以前より宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため、農家住宅敷の拡張として追認の申請を行うものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。なお、同案件は、議案第3号第5条許可申請 受付番号581号と関連する案件でございます。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号580号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私の孫が敷地内の納屋を取り壊して住宅を建築する計画をしました。
	このため敷地全体の測量をしたところ、農地に建物が越境していることがわかりました。また、南側の市道から宅地に入る通路部分も農地に越境していることが判明しました。古くから現在の状況で宅

	<p>地利用していますが、本来であれば農地転用許可などの手続きが必要であるにもかかわらず、私の無知が原因で現在に至ってしまっています。手続きを怠ってしまったことを大変深く反省するとともに以後は十分注意をしていきたいと思えます。現在宅地として使用している部分は、車の往来や既存建物が建っているため今後も宅地として利用していきたいと懇願致します。何卒お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号581号から590号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。581号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、今後の将来を見据え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の祖父の所有であり、高齢の祖父を今後家族とサポートするため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する地域農業の振興に資する施設として、「集落に接続して設置される施設」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われまます。582号では、進入路を設けるものです。譲受人は、譲渡人の西に隣接した宅地の所有者です。申請農地は、以前より譲受人が宅地</p>

に入るための通路として使用していたことが判明しました。農地であるこの通路を使用しないと安全に敷地に入ることができないため、進入路敷として申請を行うものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅への進入路敷であるため、農地法施行令第11条第1項第2号ニに規定する「隣接土地との一体利用」に該当し、許可相当になるものと思われます。583号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、最寄りの駅まで徒歩5分で行けることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。584号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、職場への通勤時間も今とほとんど変わらないことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。585号では、住宅2棟の建築を計画しております。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和59年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、開発が進んでいる地域となっています。近くには、比較的大きな商業施設があり、また、市街化区域に近接した場所でもとても利便性が良く、需要が見込めることから、今回、住宅2棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。586号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、県外にお住まいで、現在、太陽光発電事業を行っている法人の代表者の方です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。なお、同案件は、次の受付番号587号と関連する案件でございます。587号では、太陽光発電施設を設けるものです。

	<p>譲受人は、東京都中央区に事務所を置き、令和2年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。588号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和56年から社会福祉事業を展開している社会福祉法人です。この度利根川の堤防強化事業により、施設敷地内の駐車場が買収予定地となりました。申請農地は、施設に隣接した位置にあり、譲渡人の同意を得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。589号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在の住まいから独立して、生活することを予定しております。また併せて現在アパートで生活している息子夫婦と当該申請地にて同居を予定しております。申請農地は家が立ち並ぶ集落地で、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。590号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、県外のアパートで生活しており、今後の将来を見据え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の実家のそばであり、譲受人も譲渡人もお互いの家族が安心して生活することができるため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（青地）から令和2年10月28日に除外されていることを確認しております。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する地域農業の振興に資する施設として、「集落に接続して設置される施設」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
10番	<p>受付番号581号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私はアパートで妻と暮らしています。家財道具が増え、現在のアパートでは手狭で駐車場も不足していることから、十分なスペースを確保できる自己用住宅を建築したいと考えています。祖父が高齢となりサポートが必要な状況になったため実家の納屋を取り壊して自己用建築し、実家の両親と力を合わせて祖父のサポートをしていきたいと思っております。今回の建築計画のために敷地の測量をした結果、地目が畑である部分に納屋が建っていることが判明しました。納屋は昭和46年以前に建てたもので、祖父が建築をしましたが、本来は農地転用許可が必要であるにも関わらず手続き未利用のまま現在に至ってしまいました。私どもの知識不足によりこのような事態になってしまいました。今後は十分注意をし、このようなことが無いようにいたしますので、何卒お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
10番	<p>受付番号582号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は古くから宅地に入るための通路として利用してまいりました。敷地の測量を行ったことにより農地部分を通路として使用していたことが判明いたしました。農地と知らずに使用してまいりましたが、本来は農地転用許可が必要であるにも関わらず手続きを行わずに現在に至ってしまいました。私の認識不足によりこのような事態になってしまったことを深く反省するとともに今後は十分注意をし、このようなことが無いようにいたします。通路と接続する市道が1.8m程度でとても狭い道路であるため安全に敷地に入るために、今後も通路として使用したいと切望してまいります。何卒お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
5番	<p>受付番号583号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち夫婦は鴻巣市内のアパートに暮らしておりますが、部屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。私たち夫婦は教員をしており、数年に一度異動がありますが、勤務先は埼玉県北東部に限ります。夫の実家は市内であり、妻の実家は久喜市にあり、ともに30分程度で行ける距離にあります。申請地は、8mの道路に接しており、合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため、買い物にも便利なところです。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号584号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私の職場が羽生市内であるため、市内の貸家にて生活しておりますが、今後も羽生市内で生活していくことを考えた際、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、通勤時間が現在とあまり変わらないこと、私と妻が車を所有しており、いずれ息子も車を所有する予定があるため、2台以上の駐車スペースが確保できること等を条件として土地を探していたところ、今回の申請地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、職場からも近く、また希望の駐車スペースも確保でき、イオンモールも近くにあるなど、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し、暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたく宜しくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号585号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>近頃の住宅需要増に合わせ、必要な方に住宅を提供するため。近隣に比較的大きな商業施設がありつつ、周囲には長閑な田園風景が残る居住環境に好ましい立地であるため。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号586号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>埼玉県内、羽生市内でも何カ所か比較検討しましたが、事業に重要な日当たりが良いこと、採算性が合うことを前提に土地選定を行いました。当該土地は、日当たりが良く、必要面積が確保でき、造成の手間は軽微である。地権者様からの売却希望と当社の土地利用計画の条件を満たした土地だったため選定させていただきました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号587号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>埼玉県内、羽生市内でも何カ所か比較検討しましたが、事業に重要な日当たりが良いこと、採算性が合うことを前提に土地選定を行いました。当該土地は、日当たりが良く、必要面積が確保でき、造成の手間は軽微である。地権者様からの売却希望と当社の土地利用計画の条件を満たした土地だったため選定させていただきました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号588号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>当法人は、身体障害者支援施設として創設、経営している者であります。このたびは、国土交通省による利根川の堤防強化事業に協力することとなり、公共用地として一部宅地が収用されてしまうこととなりました。収用される宅地は、主に駐車場用地として職員が使用しています。収用される宅地は472.98㎡、借地部分が150.80㎡、合計面積623.78㎡です。今回、駐車場敷の申請地は、西側の市道に接道しているので直接使用できます。面積は1128㎡ですが、長細い地形ですので17台位の駐車が可能です。失われる職員駐車場及び送迎車の駐車場として最適です。申請地は、当法人に協力的な方の居住地でありました。国交省の事業に協力し、移転していきましたが、10㎡の畑を残されてしまい大変困っていましたが、当法人の敷地に接しているので駐車場用地として使用できますので今回、合わせて申請するものです。本申請地は、露天駐車場にて使用してまいりますので、建築物等の設置は行いません。以上よろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
2番	<p>受付番号589号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は夫と夫の両親とともに市内で新聞屋を営んでいます。</p> <p>このたび独立して暮らすことになりました。夫は、現在の住所で両親とともに、私は息子夫婦と3人で新たな生活を始めようとしております。息子夫婦はアパート暮らしをしておりますが、新しい家にご賛成です。申請地は、北面、東面道路に接しており合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。以上のような理由より、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
7番	<p>受付番号590号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>今般、申請地に専用住宅を建築したく、農地法5条許可を申請いたします。私は現在妻と2歳になる娘と東京都杉並区のアパートに3人で生活しております。このコロナ渦の状況で両親に会わせることも躊躇う世の中で息苦しさを覚え、元気に走り回れる環境を作れないかと思うようになりました。私たちには現在、建築可能な土地も建物も所有がないため、父に相談したところ、実家の傍である申請地を快く使うことを勧めてくださいました。申請地は日当たりや風通しは申し分なく、交通の便においても幹線道路には近く、何より私が育った場所ですので、私たちが育てる環境に関して最高の場所だと自負しております。何より時間があるときは実家の手伝いもできますし、両親も安心して頂けると思い決意いたしました。どうか諸事情を考慮いただきご許可くださいますようお願い申し上げます。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。ご覧のとおり、住宅敷1件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。ご覧のとおり、住宅敷18件、倉庫敷1件、社会福祉施設敷1件、太陽光発電施設敷1件ございました。</p>

報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、11月15日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行なったものです。

報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。33件ございました。

報告事項5 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間も1ヶ月以内の農地改良については、市への届出となっております。所在地は、

に位置する農地です。

申請事由についてですが、周辺農地に比べて土地が低く、水がたまってしまい、耕作不能状態だったため、今回農地改良を行いました。

農地改良後については、田として利用し水稻を作付けすることです。現在、工事は完了しております。

以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。

① 1月の定例農業委員会について

② 農地相談会について

議長

(発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 12月 24日

会長

署名委員

署名委員
